

最終保障供給約款の変更届出について

当社は、本日、電気事業法第 20 条第 1 項^{※1}の規定にもとづき、「最終保障供給約款^{※2}」の変更届出を経済産業大臣に行いましたので、お知らせします。

1. 主な変更内容

- ・ 災害時における特別措置の規定

国の審議会^{※3}において、令和 7 年 4 月 1 日までに災害時の特別な措置を最終保障供給約款において規定する整理がなされたことを踏まえ、当該内容を供給条件に反映します。

- ・ 制限中止割引の廃止

令和 7 年 3 月 31 日をもって、自然災害などの原因で一定時間以上の停電があった場合に実施している料金割引（制限中止割引）を廃止します。

2. 実施日

令和 7 年 4 月 1 日を予定しています。

3. 添付資料

[最終保障供給約款変更届出書](#)

※ 1 : 電気事業法第 20 条第 1 項（最終保障供給約款）

一般送配電事業者は、最終保障供給に係る供給条件について約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

※ 2 : 高圧または特別高圧で供給を受けるお客さまが、いずれの小売電気事業者とも電気の供給に係る契約の交渉が成立しなかった場合に、当社が電気の供給を保障する際の電気の供給に係る料金その他の供給条件について定めたもの。

※ 3 : 第 72 回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（令和 6 年 3 月 29 日開催）

以 上